

(別紙2)

仕事と介護の両立事業取組結果

企業名	有限会社 ときわサービス
所在地	東京都練馬区平和台一丁目 31 番 17 号
業 種	医療・福祉
常用労働者数	24人
事業内容	老人福祉・介護事業 障害者福祉事業 訪問介護、居宅介護支援、障害者支援、ビルメンテナンス
ホームページ	http://tokiwa-hureai.net/

1 相談内容や従業員ニーズ調査の結果等により判明した課題	<ol style="list-style-type: none">1.介護保険の制度がよくわからないため、仕事を続けながら介護ができるという情報を会社側から発信してほしい、また介護経験がある人に気軽に相談できる雰囲気してほしい。2.介護休業給付金は雇用保険に入っていないと受給できないため、ホームヘルパーの大多数が対象から外れてしまう。3.自分の担当の利用者のサービスが、自分の親の介護でサービスが出来なくなった場合に、すぐに代替りの人がカバー出来るような制度(仕組み)があれば、安心して休みを取る事ができる。
2 働き方の見直しに関する検討状況	<ol style="list-style-type: none">1.検討方法 9月3日 検討チームの立ち上げ（メンバー：リーダー大川、ときわサービス所長、訪問介護部門・居宅支援部門各1名。）2.検討経過 ①9月23日 検討内容：「仕事と介護の両立」（介護奨励金事業）のスケジュールリング及びアンケート調査の進め方等 ②11月4日 検討内容：アンケート調査結果の意見集約及び課題設定 ③11月18日 検討内容：社会保険労務士を交えて、社内の仕事と介護の両立支援制度についての検討

<p>3 仕事と介護の両立に関する取組計画</p>	<p>目標 1 介護の情報提供およびアンケート結果の公表など（社内研修会及び掲示） （計画期間等：平成 27 年 11 月 28 日）</p> <p>目標 2 介護相談員との個人面談の実施 □介護の諸制度、社内制度の案内、 □介護認定手続き・介護サービスの照会など 雰囲気作りだけでなく、会社側から積極的に声かけを行い、気軽に相談できるような環境を作っていく。 （計画期間等：平成 27 年 12 月から希望者のみ随時実施）</p> <p>目標 3 現行の仕事と介護の両立支援制度の拡充等 □介護休業の対象家族：祖父母、兄弟姉妹、孫の場合は、法律では「同居かつ扶養していること」となっている要件を外して使いやすい制度にする。（計画期間等：平成 27 年度から実施） □介護休業サポート手当：3 年以上勤務している社員に休業前の 3 カ月分の基本給から算定した一定金額を、最長介護休業 93 日間支給する。（計画期間等：平成 28 年度から実施） □弊社内だけではなく、地域の「仕事と介護の両立支援」サポートができるように検討する。また、介護のために退職を余儀なくされた方の受け皿となるように（介護孤立にさせない為にも）、介護を学びながら仕事のできる介護事業所づくりをしていきたい。（計画期間等：平成 28 年度から実施）</p>
---------------------------	--